

滋賀県開発許可制度にかかるオンライン相談利用規約

第1条（目的）

滋賀県土木交通部住宅課および地方機関（東近江土木事務所および湖東土木事務所）（以下、「住宅課等」といいます。）は、オンライン会議アプリケーションを利用した開発許可制度にかかるオンライン相談（以下、「本サービス」といいます。）を実施します。

本利用規約は、本サービスを利用する場合に必要な事項について定めるものです。本サービスを利用する方（以下、「相談者」といいます。）は、本規約に対しての同意が必要です。本サービスの利用の前に、本規約を確認いただき、その内容に同意をした上で利用してください。

第2条（対象者）

本サービスを利用できるのは、次の方です。

- ・滋賀県内の日野、竜王、愛荘、甲良、豊郷、多賀の6町域を対象とした土地利用計画について、都市計画法に基づく開発許可制度に関して図面等を用いた相談対応を必要とされる方（滋賀県内各市の開発許可関係の問合せにつきましては、各市の開発許可関係窓口へお問合せください）
- ・Webカメラによる通信が可能な端末（スマートフォン、PC等）と、第3条の通信に使用するアプリケーションソフト等本サービスの利用に必要な環境を準備できる方

第3条（通信に使用するアプリケーション）

本サービスでは、オンライン通信の手段として、【Zoom】を使用します。本サービスの利用に当たっては、別途【Zoom】の利用規約も確認してください。

なお、【Zoom】の設定仕様により、日本国法の外、米国法等の適用を受ける場合があります。

第4条（利用について）

本サービスは、原則として相談者自身が電話および【しがネット受付サービス】等で申し込みを行い、やむを得ない場合は相談者の同意を得て代理人が行うものとします。

1. オンライン相談の1回当たりの時間は40分です。

相談者は、最新版の「開発許可制度の取扱基準（滋賀県土木交通部住宅課）」および「開発行為に関する技術基準（滋賀県土木交通部住宅課）」を一読のうえ、事前に相談の概要がわかるよう、申し込み時に【しがネット受付サービス】等を活用し、相談地の概要説明や資料の添付をしてください。（添付の前に必ずウイルスチェックを行うこと）

なお、オンライン相談（協議）の必要のない簡易な問合せについては、メール等での回答のみとさせていただきます。

2. 住宅課等は、相談概要、会議室の予約状況や対応職員の態勢等を鑑みた上で、本サービスの実施日時を調整し、決定したミーティング番号(URLなど)及びパスワード等を相談者

へメールまたは電話等により連絡するものとします。

住宅課等および【しがネット受付サービス】からのメールを受信できるよう、迷惑メール対策を設定されている方は「pref.shiga.lg.jp」、「mail.graffer.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【しがネット受付サービス】で申し込みをされた場合、相談受付後、受付確認メールが自動配信されます。もし届かない場合は、迷惑メールとして処理されている可能性がありますので、ご確認ください。

実施日時になりましたら、相談者は、ミーティング番号とパスワード等を【Zoom】の案内に沿って入力し、ミーティングルームに入室してください。

【Zoom】上での音声のみの相談はお受けできません。WEBカメラ、マイクおよびスピーカーが利用できるかご確認ください。

【Zoom】上でのチャット機能はご利用いただけません。

3. 相談者は、やむを得ずキャンセルするときは、実施日の1営業日前までに住宅課等へ電話等を用いて連絡するものとします。

なお、利用予約をしたにも関わらず、事前の連絡なく実施時刻を10分経過した場合は無断キャンセルとみなし、今後本サービスの利用をお断りする場合があります。

4. オンライン相談は、原則として、予約した枠内での利用となります。時間が超過した場合はオンライン相談を終了する場合があります。

5. 住宅課等は、本サービスの利用開始時、もしくは利用中等に必要があると認めたときは、相談者の本人確認を求めることができるものとし、相談者は原則としてこの要求に応じるものとします。

6. 本サービスの提供時間は、平日の9時から16時までの下記割当て時間内とします。

- ・ 9:00～9:55の内40分間(以下同様)
- ・ 10:00～10:55
- ・ 11:00～11:55
- ・ 13:00～13:55
- ・ 14:00～14:55
- ・ 15:00～16:00

7. オンライン相談にあたっては、最新版の「開発許可制度の取扱基準（滋賀県土木交通部住宅課）」および「開発行為に関する技術基準（滋賀県土木交通部住宅課）」を印刷または閲覧できる環境を準備し、【Zoom】上とは別に、諸基準等を確認できるようにしてください。

第5条（ミーティング番号及びパスワード等の管理）

相談者は、自身の責任において、本サービスのミーティング番号及びパスワード等を適切に管理するものとします。

相談者は、ミーティング番号及びパスワード等を第三者に譲渡又は貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。

第6条（費用）

本サービスの利用について、相談費用は発生しないものとします。

相談者の利用環境について、端末の購入費やアプリケーションの導入・利用にかかる通信費等、本サービスの利用に必要な環境を用意する上でかかる費用は、全て相談者自身の負担となります。従量制の通信料金設定としている場合など、十分ご注意ください。

第7条（禁止事項）

本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。住宅課等は、これらの行為あるいはその恐れが認められた相談者に対して、予告なく本サービスを中断することができるものとします。

- ・無断キャンセル又は本人確認へ応じない等の本規約に反する利用
- ・本サービスを相談以外の目的で利用すること
- ・現にサービスを利用していない第三者に対する誹謗中傷、その他公序良俗に反する行為
- ・その方法を問わず、本サービスに係る映像を録画し、音声を録音し、または当該映像もしくは当該音声を公開すること
- ・本県又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利利益を侵害する行為
- ・本サービス運営に係る本県のネットワーク等へ不正にアクセスし、又はコンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為その他本サービスの正常な運営に支障を生じさせること
- ・その他、本サービス運営に関する法令・例規に反すると認められる行為

第8条（本サービスの停止）

住宅課等は、以下のいずれかに該当する場合には、相談者に事前に通知することなく、本サービスを停止又は中断することができるものとします。

- ・本サービスに係るコンピュータシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- ・コンピュータ、通信回線等の障害、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
- ・地震、落雷、火災、風水害又は停電等の事由により本サービスの運営ができなくなった場合
- ・その他、住宅課等が本サービスの停止又は中止を必要と判断した場合

第9条（免責事項）

滋賀県は、相談者が使用した通信に関する環境（端末、回線、アプリケーション等の一切を

含む。)に起因して発生した相談者の損害及び相談者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が滋賀県の故意又は過失によって生じた場合は、この限りではありません。

滋賀県は、本サービスの停止、休止または中断を行ったことにより発生した相談者の損害及び相談者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が滋賀県の故意又は過失によって生じた場合は、この限りではありません。

第 10 条（個人情報保護）

滋賀県は「滋賀県個人情報保護条例」及び「滋賀県情報処理規定」に基づき、利用者の個人情報を適切に取り扱います。

第 11 条（本利用規約の変更）

住宅課等は、相談者の承諾なしに、事前予告なく本利用規約を変更することができます。本規約を変更する際には、滋賀県のホームページ上で公開することにより周知します。

付則

この利用規約は、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。

この利用規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行します。

この利用規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。